

横断的分野4 障がい者を理由とする差別の解消・権利擁護

＜現状と課題＞

平成28年4月、障害者差別解消法が公布施行され、平成28年4月に施行されます。この法律により行政機関等や民間事業者に障がいを理由とする差別的取扱いが禁止されるとともに、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮が求められますこととなりました。

一方で過去に差別的取扱いを受けたことがある障がいのある人の割合は7割近くを占め、法律自体の周知が進んでいないという状況にあります。

こうした中、札幌市は、率先して、障害者差別解消法に基づく取組を実施していくことで、札幌市全体で、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

また、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見のため、通報・相談体制を充実するとともに、虐待が起こった時には、関係機関等との連携による適切な支援を行っていくなど、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進していく必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

- 過去に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人の割合 障がい者46.6%、難病患者35.2%、障がい児61.2%
- 障害者差別解消法を知らなかった人の割合 69.9%

◆基本方針

- 基本方針1 ~~障害者基本法及び~~障害者差別解消法に基づき、障がい
を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- 基本方針2 障害者虐待防止法に基づく障がい者虐待の防止等、
障がいのある人の権利擁護を進めます。

◆基本施策

- 基本施策1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 基本施策2 行政サービス等による合理的配慮の提供及び合理的
配慮を受けやすくする環境の整備
- 基本施策3 権利擁護等の推進
- 基本施策4 障がい者虐待防止の推進

基本施策1 障がいを理由とする差別の解消

- ~~○ 国の基本方針に基づき、障害者差別解消法の円滑な施行に向けた
準備を進めるとともに、施行後の適切な運用に努めます。~~
- 障害者差別解消法の啓発・広報に努め、市民や民間事業者等の
理解を促進します。
- 市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇
要領」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切
な対応能力の向上を図っていきます。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいのある人
の日常生活などの様々な場面における関係機関の自主的な差別の

かいしょう とりくみ すいしん しょう ひと ちいき あんしん せいかつ
解消の取組を推進し、障がいのある人が地域で安心して生活する
かんきょう めざ
環境づくりを目指していきます。

＜重点取組＞

◆~~障害者差別解消法の円滑な施行【新規】~~

くに きほんほうしんとう もと しょうくいんたいおうようりょう そうだんたいせい
国の基本方針等に基づき、職員対応要領や相談体制の
せいびとう すす しょう ひと さべつ かいしょう すいしん ごうり
整備等を進め、障がいのある人の差別の解消の推進と、合理
てきはいりよ ていきょう と く
的配慮の提供に取り組みます。

◆北海道との共催フォーラムの実施（新規）

ほっかいどう きょうさい おーらむ じっし しんき
北海道との共催により、障害者差別解消法の周知にかかるフ
おーらむ じっし ひろ いっぱんしみん たい しょうがいしゃ
ォーラムを実施していくことで、広く一般市民に対して、障害者
さべつかいしょうほう ないよう しゅうち しょう とう りかいそくしん
差別解消法の内容の周知にとどまらず、障がい等への理解促進を
はか
図っていきます。

◆職員研修の実施

しょうくばけんしゅうとう つう しょうくいん たい しょうがいしゃさべつかいしょうほう
職場研修等を通じ、職員に対する障害者差別解消法や、
しょう しゃりかい そくしん はか かくしょうば しょう
障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいの
ひと はいりよ てってい
ある人への配慮を徹底していきます。

しやくしょ ないがい と たいおうじれいとう ちくせき きょうゆう
また、市役所の内外を問わず、対事例等を蓄積し、共有す
しやくしょそしきぜんたい しょう ひと たい たい
ることで、市役所組織全体として、障がいのある人に対する対
おうりょく こうじょう はか
応力の向上を図っていきます。

◆札幌市共生社会推進協議会の開催（新規）

さっぽろし くに ほっかいどう いりょう じぎょうしゃ ふくしかんけいしゃ しょう とうじしゃ
札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者や障がい当事者

かぞく ぶん しょう ひと にちじょうせいかつとう さまざま
(家族を含む。)など、障がいのある人の日常生活等の様々な
ばめん かんけいきかん ていきてき しょうがいしゃさべつかいしょうほう
場面における関係機関によって、定期的に障害者差別解消法に
かか そうだんじれい とりくみないようとう しょうほうぎょうゆう きょうぎ おこな
係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行う
ことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいのあ
ひと ちいき あんしん せいかつ かんきょう めざ
る人が地域で安心して生活できる環境づくりを目指します。

(イメージ図)

基本施策2 行政サービス等による合理的配慮の提供及び合理的配慮 を受けやすくする環境の整備

ぎょうせいきかん まどぐち しょう ひと たい
○ 行政機関においては、窓口などにおける障がいのある人に対する
はいりよ てってい
配慮を徹底します。

しょう ひと えんかつ けんり こうし しぜんたい ひつよう
○ 障がいのある人が円滑にその権利を行使できるよう、市全体で必要な
かんきょう せいび しょう とくせい おう こうりてき はいりよ
環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の
ていきょう おこな かんきょう せいび はか
提供を行える環境の整備を図ります。

◆ 北海道との共催フォーラムの実施（新規）（再掲）

◆ 職員研修の実施（再掲）

◆ ヘルプマークやヘルプカードの取組を通じた内部障がい等の普及
けいはつ しんき
啓発（新規）

なんびょう ないぶしょう がいけんじょう わ しょう かた
難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいの方に
へる ぶまーく も しゅうい ひと はいりよ
ヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を

ていきょう かんきょう すいしん
提供しやすい環境づくりを推進していきます。

また、いざというときの災害時等に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの取組もあわせて広めていきます。

◆ 選挙における配慮

さっぽろしぎかい ぎいん せんきょ こうほしやとう しょうかい てんじばん せんきょ
札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙
のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙
のお知らせと音読した音声版の選挙のお知らせを、関係世帯に
配布します。

また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・
老眼鏡・文鎮・コミュニケーションボード等の常備など、障が
いのある人に配慮した投票環境を整備するとともに、成年被
後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、
選挙人が自らの意思に基づき投票できるよう、様々な配慮を
行います。

◆ 会議等における配慮

しょう とうじしゃ さんか かいぎとう しょう しゅべつ
障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に
応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めま
す。

基本施策 3 権利擁護等の推進

- ~~○ 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。~~
- 障害者基本法、北海道障がい者条例など制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努めます。

- 各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- 障害者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進める。

＜重点取組＞

◆権利擁護等に係る相談支援の充実

障がい者あんしん相談運営事業、成年後見制度利用支援事業の一層の推進により、障がいのある人の権利擁護のための相談支援体制の強化を図ります。

◆北海道障がい者条例の普及

北海道や関係機関と連携し、障がいのある人の権利の擁護と障がいのある人が暮らしやすい地域づくりの推進を図るために制定された「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図ります。

~~◆福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介~~

~~福祉ガイド等を作成・配布し、権利擁護に関する窓口を紹介するほか、権利擁護に係る啓発・広報に努めます。~~

~~◆障がい当事者等の意見反映~~

~~障がいのある人をはじめ、広く市民の意見が市政に反映されるよう、「障がい者によるまちづくりサポーター制度」など、市民の声を聴く機会の充実を図ります。~~

~~こ けんりきゆうさいきかん うんえい さいけい~~
~~◆子どもの権利救済機関の運営(再掲)~~

~~ペー じ さんしょう~~
~~⇒ 41ページ参照~~

【参考】北海道障がい者条例について

「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」(略称：北海道障がい者条例)は、障がいがあっても安心して地域で暮らすことのできる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを推進するための条例です。

主な施策の柱は次の3つです。

- 1 障がいのある人の暮らしやすい「地域づくり」を進めます
 - 2 地域で生き生きと暮らせるよう働く障がい者を応援します
 - 3 障がいのある人の虐待や差別等をなくし、権利擁護を進めます
- 札幌市におきましても、北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人も障がいのない人も、共に暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

基本施策4 障がい者虐待防止の推進

- 障害者虐待防止法に係る啓発・広報に努めるとともに、障がい者虐待に関する相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

＜重点取組＞

- ◆ 障がい者虐待防止対策等の推進

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう もと しょう しゃぎゃくたいそうだんまどぐち
障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待相談窓口にお
ぎゃくたいほう そうだん うつけ おこな やかん きゅうじつ
いて虐待通報・相談の受付を行うとともに、夜間・休日
おける緊急連絡先を設置することにより、24時間365日
きんきゅうれんらくさき せっち じかん にち
での通報受付を行います。

また、つうほううけつけ そうだんしえんじぎょうしょ かんけいき
また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめとする関係機
かん れんけい てきせつ しえん おこな きんきゅういちじほ
関との連携により、適切な支援を行うとともに、緊急一時保
ご ひつよう じあん しない にゅうしょせつとう れんけい
護が必要な事案については、市内の入所施設等との連携によ
すみ ほ ご おこな
り、速やかな保護を行います。

ほか せみな ーとう かいさい けいはつり ーふれっと はいふとう
その他、セミナー等の開催、啓発リーフレットの配布等に
しょう しゃぎゃくたいぼうし かん ふきゅう けいはつ おこな ぎゃくたい
より、障がい者虐待防止に関する普及・啓発を行い、虐待
よぼう そうきはっけん つと
予防や早期発見に努めます。

◆ ぎゃくたいぼうし ネットワーク かいぎ の かいさい しんぎ ◆ 虐待防止ネットワーク会議の開催（新規）

しょう しゃ ぎゃくたいぼうし ぎゃくたい う しょう しゃ じんそく
障がい者の虐待防止や虐待を受けた障がい者を迅速か
てきせつ しえん かんけいきかん じんかん だんたい しょくいん
つ適切に支援するために、関係機関や民間団体の職員を
めんぼ ー ぎゃくたいぼうし ネットワーク かいぎ せっち れんけい
メンバーとした「虐待防止ネットワーク会議」を設置し連携
きょうか はか
強化を図ります。

ぶんや ぎょうせい さーびす における はいりよ 分野11 行政サービスにおける配慮

げんじょう かだい ＜現状と課題＞

へいせい ねん がつ しこう しょうがいしゃさべつかいしょうほう しょう
~~平成28年4月に施行される障害者差別解消法により、障がいの~~
ひと ひつよう しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ぎょうせいきかんと
~~ある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、行政機関等~~
ひつよう ごうりてき はいりよ おこな ほうてき ぎむ
~~が必要かつ合理的な配慮を行うことは、法的な義務となります。~~
しょくいん しょう しゃりかい そくしん つと まどぐちとう
~~職員の障がい者理解の促進に努めるとともに、窓口等における~~
しょう ひと はいりよ てっぺい じょうほうていきょう じゅうじつ はか ひつよう
~~障がいのある人への配慮の徹底や情報提供の充実を図る必要が~~

~~あります。~~

~~◆基本方針~~

~~基本方針1 行政サービスの提供等にあたっては、障がい特性に応じた合理的な配慮を行います。~~

~~◆基本施策~~

~~基本施策1 行政サービスにおける配慮~~

~~基本施策2 情報提供の充実（再掲）~~

~~◆基本施策1 行政サービスにおける配慮~~

~~○ 行政サービスの提供等にあたっては、職員が、障がいのある人への理解を促進するとともに深め、合理的な配慮を行います。~~

~~＜重点取組＞~~

~~◆職員に対する障がい者理解の促進【新規】~~

~~研修等を通じ、職員に対する障がい者理解の促進に努めるとともに、窓口等における障がいのある人への配慮の徹底を図ります。~~

~~また、職員によって説明や配慮のしかたに隔たりが生じないように努めます。~~

~~◆選挙における配慮~~

~~札幌市議会議員選挙では候補者等を紹介した点字版の選挙のお知らせを、札幌市長選挙では選挙公報全文を点訳した選挙~~

~~し おんどく おんせいばん かんけいせたい はいふ~~
のお知らせ・音読した音声版を、関係世帯に配布します。

~~とうひょうじょ かいそ てんじ こうほしゃめいぼ てんじき~~
また、投票所における介添えや、点字の候補者名簿・点字器・
~~ろうがんきょう ぶんちんとう じょうび しょう ひと はいりょ とうひょう~~
老眼鏡・文鎮等の常備など、障がいのある人に配慮した投票
~~かんきょう せいび せいねんひこうけん にん せんきょけん かいふくとう~~
環境を整備するとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を
~~おこな こうしよくせんきょほう かいせい ふ せんきょにん みすか いし ちと~~
行う公職選挙法の改正を踏まえ、選挙人が自らの意思に基づ
~~とうひょう さまざま はいりょ おこな~~
き投票できるように、様々な配慮を行います。

~~かいぎとう はいりょ~~
◆会議等における配慮

~~しょう とうじしゃ さんか かいぎとう しょう しゅべつ~~
障がい当事者が参加する会議等においては、障がい種別に
~~おう じょうほうていきょう こみゆにけーしょん はいりょ つと~~
応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めま
す。

~~てれびでんわ かつよう しょうひせいかつそうだん さいけい~~
◆テレビ電話を活用した消費生活相談（再掲）

~~ぺー じさんしょう~~
⇒ 56ページ参照

~~きほんしさく じょうほうていきょう じゅうじつ さいけい~~
基本施策2 情報提供の充実（再掲）

~~ぺー じさんしょう~~
⇒ 54ページ参照